

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

社会福祉法人琴平町社会福祉協議会

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人琴平町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 報酬と次号に定める費用は、明確に区分する。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費及びその他の経費をいう。

## (報酬の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 会長に対する報酬は別表1に定める額とする。
- (2) 常勤の役員に対する報酬は別表2に定める額とする。
- (3) 会長以外の非常勤の役員に対しては報酬を支給しない。
- 2 評議員の報酬は、定款第10条に定めるとおり無報酬とする。

## (報酬の支給方法)

第4条 会長に対する報酬は年1回、年度末の3月に支給するものとする。

- 2 会長に対する報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 常勤の役員に対する報酬は、社会福祉法人琴平町社会福祉協議会給与規則に準じた日に、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

- 1 この役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払を要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 費用弁償費は、その業務にあたった都度、現金により本人に支給する。

(公表)

第5条 本会は、本規程を社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準とし、同法の規程に基づき公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年 6月26日より施行する。

附則 この規程は、平成30年 3月27日より施行する。

附則 この規程は、令和 2年 4月 1日より施行する。

別表1 会長に対する報酬（第3条関係）

区 分	金 額
会 長	年額 100,000 円

別表2 常勤の役員に対する報酬（第3条関係）

区 分	金 額
常勤の役員	年額 2,400,000 円